

外国ETFサポート・メンバー制度の導入に伴う
業務規程等の一部改正について

平成20年7月14日
株式会社 東京証券取引所

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、本年7月17日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）

今回の改正は、外国ETFの流動性の向上について支援が可能な取引参加者を確保し、もって投資者の投資機会を適切に確保する観点から、外国ETFサポート・メンバー制度を設けるため、業務規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

改正概要	(備 考)
1. 外国ETFサポート・メンバーの位置付け	
・当取引所が指定する取引参加者は、当該指定に係る外国ETFについて、円滑な流通の確保に努めるものとします。	・業務規程第68条
2. 外国ETFサポート・メンバーへの指定手続き等	
・当取引所は、取引参加者からの申込を受けて、銘柄ごとに、外国ETFサポート・メンバー又は準サポート・メンバーに区分して指定を行います。また、当取引所は、当該指定を取り消すことができるものとします。	・業務規程施行規則第32条の2第1項及び第3項
・外国ETFサポート・メンバーについては、その指定の申込の際に、次のいずれかについて努める旨を記載した書面を当取引所に提出するものとします。	・同条第2項。なお、当取引所に提出された書面は公表しません。
（1）当該銘柄に係る売呼値及び買呼値を行うこと	
（2）円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して当該取引参加者が適当と判断する範囲内で、既に行われている当該銘柄の呼値に相当する呼値を行うこと	
・当取引所は、外国ETFサポート・メンバーの指定について公表し、及び各取引参加者に通知します。	・同条第4項
3. 取引料	

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、外国 E T F サポート・メンバーに指定された取引参加者について、当該指定に係る銘柄の取引代金（年間累計）のうち当該取引参加者が円滑な流通の確保に用いるとして指定した勘定に基づく取引料（所定の取引料率及び標準料率に基づき算出します）を返戻いたします。 <p>4. 上場制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場審査基準として、外国 E T F の流通の確保のために、新規上場申請銘柄の上場のときまでに、1. の当取引所が指定する取引参加者が指定される見込みがあることを求めることとします。 ・ 外国 E T F に係る有価証券新規上場申請書の添付書類として、2. の取引参加者からの申込を証する書面の写しを定めます。 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内国 E T F については、新規上場申請時に、指定参加者から業務規程第 68 条に規定する円滑な流通の確保に努める旨を確約した書面を求めることとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加料金等に関する規則第 3 条の 3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券上場規程第 1104 条第 2 項第 6 号 ・ 有価証券上場規程施行規則第 1103 条第 5 号 e
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券上場規程施行規則第 1103 条第 2 号の 2 |
|--|--|

施行日

平成 20 年 7 月 17 日から施行します。

以 上